

NOSAI Aichi Agricultural Insurance Association Magazine

NOSAI

あいち

備えの種をまこう。

2019.1
.....
No.10

特集

- 新年あいさつ P.02
- 第2回臨時総代会 P.03
- 収入保険 加入者の声 P.04
- 各事業からのお知らせ P.06



組合長理事
白井 良始



年頭にあたり、組合員の皆様に
謹んで新年のお慶びを申し上げます。



旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

昨年は、相次ぐ台風の襲来により全国各地に甚大な被害をもたらしました。本県においても、多くの農作物、特に、園芸施設の倒壊、果樹の落果など、県内全域において被害が発生しました。被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、損害評価委員会、損害評価員をはじめ関係者の方々には、共済金の早期支払いに向けて、ご尽力いただきましたこと心より御礼申し上げます。

さて、いよいよ本年1月より農業者の収入減少を補償する収入保険制度の保険期間が開始しました。昨年10月から年末にかけて加入受付を実施し、多くの農業者にご加入をいただきました。今後は、農業共済と収入保険の二本柱で農業経営のセーフ

ティネットを担い、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の更なる確立に向けて邁進します。

農業を取り巻く環境が大きく変化する中、私たち農業共済団体が果たす役割は、ますます重要になっていきます。

美しい国土を守り、国民の食糧自給を高め、安心安全な暮らしを実現していくためにも、私たちは、農家の立場に立った団体として、皆様と一体となって様々な課題に取り組みで参ります。引き続き、変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、皆様のご健勝と実り豊かな年になりますことを、心からご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



謹賀新年



- 副組合長理事 石川 克則
- 副組合長理事 平野 和実
- 専務理事 深谷 守
- 理事 二村 利久
- 理事 石黒 秀一
- 理事 牛田 幸夫
- 理事 大橋 義弘
- 理事 前田 隆
- 理事 坂野 周治
- 理事 名倉 正裕
- 理事 天野 吉伸
- 理事 柴田 文志
- 理事 河合 勝正
- 理事 権田 晃範
- 理事 小清水 尚司
- 代表監事 高瀬 与志彦
- 加藤 勝
- 野口 隆幸
- 高橋 紀博
- 監事
- 監事

臨時総代会を開催

平成30年度第2回臨時総代会を11月19日(月)、愛知県農業共済会館で開催しました。

議長には知多郡美浜町の夏目嘉成総代が選任され、議事を執り行いました。事業規程の一部改正、家畜共済及び園芸施設共済の危険段階別共済掛金率等の変更についての3議案と附帯決議は、慎重な審議を経て、全て原案どおり可決、承認されました。



組合長理事 白井 良始



議長 夏目 嘉成 総代

提出された議案

- 第1号議案** 事業規程の一部改正について

- 第2号議案** 家畜共済危険段階別共済掛金率等の変更について

- 第3号議案** 園芸施設共済危険段階別共済掛金率等の変更について

- 附帯決議**



平成30年度 農業共済功績者

第1号表彰(2名) 共済連絡員、損害評価員、損害評価会委員、家畜診療所運営委員、農業共済事業運営協議会委員又は嘱託・指定獣医師等として農業共済事業の適正な運営と進展に協力し、顕著な功績のあった者。

大河原 求【西三河】
(指定獣医師)

斉藤 友重【西三河】
(指定獣医師)

.....

第3号表彰(2名) 職員としての通年勤続年数が表彰実施年度の前20年以上にわたる者であつて、顕著な功績のあった者。

加藤 隆夫
(愛知県農業共済組合参事)

堀尾 敬
(愛知県農業共済組合西三河支所支所長)

収入保険 加入者の声



渡邊 泰弘さん(48歳)
豊川市
キャベツ・ブロッコリー等/4ha他



Q 収入保険に対する要望などはありますか？

A これから何が起るか分からない中、収入保険に入っていれば自分たちの農業を続けることができるし、また地域の農業を守っていくためにも収入保険が私たち農家に早く広まることを要望します。保険料に見合った補償を受けられるこの保険には若い農家や後継者がいる農家には加入してほしいです。

Q 収入保険に期待することは何ですか？

A 収入保険は収入減少を補てんする魅力ある保険だと思います。経営の安定のためにも収入に波があるのを避けたいので、加入していると安心でき、農作業に集中できます。今後は栽培面積を増やし、人を雇用していく計画なので、収入の安定化を第一に考えています。収入減少リスクと経営安定等の面でのサポートを期待しています。

Q 収入保険の加入の決め手を教えてください。

A 私のところではキャベツやブロッコリーなどの露地野菜を中心に4ha栽培しています。露地野菜は天候による影響を受けやすく、2017年台風による影響で、収入が減少してしまいました。収入保険はこういった収入減少を補てんできるので加入を決めました。

Q 収入保険の加入の決め手を教えてください。

A 収入保険はまだ始まったばかりなので、これからの数年間で課題や要望が具体的に出てくると思います。そうしたものを、きちんと反映して欲しいです。

Q 収入保険に対する要望などはありますか？

A 2018年は高温や台風などの自然災害が多く、今後の経営安定のため、補償の必要を強く感じました。災害により2018年は想定外の収穫量の減少があり、今後も強い台風などが増えてくるのではと想定しています。そのため、災害への備えとして1年でも早く加入したいと思い、加入を決めました。

Q 収入保険の加入の決め手を教えてください。

A 収入保険に期待することは何ですか？

A 補償金額が大きいこと、規模拡大分を考慮して補償してもらえらることに加えて、どの作物も加入できることが一番のポイントとなりました。特にトウモロコシはお客様から作ってほしいという要望が多いのですが、被害が多いのでメインの作物から外さざるを得ないに困っていました。このままでは需要があるのにリスクのために作れないという農家にとって一番つらい状況になってしまおうところでしたが、収入保険で収入を補償してもらえると知って、家族みんなが安心しました。



春田 明夫さん(59歳)
稲沢市
水稻/約50ha



Q 収入保険に期待することは何ですか？

A 収入保険に期待することは何ですか？

収入保険が始まりました



収入保険は、青色申告を行っている農業者を対象に自然災害による収量減少だけでなく、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少も補償する新しい保険です。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。
(※最高の補償割合で加入した場合です。)

就農して間もない方や、白色申告から青色申告に切り替える予定の方は、加入申請時に青色申告実績が1年分あれば加入できます。

対象となる作物は、米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農産物(簡易な加工品(精米など)も含まれます)をカバーし、収益性の高い野菜などの生産・販売や複合経営などに取り組みやすくなります。

個人の場合、毎年11月末までに加入申請が必要です。今年分は終了しましたが、翌年以降の加入申請は随時受付しています。

法人の場合、その法人ごとの事業期間が補償の対象期間です。事業開始月の2カ月前の月末までに加入申請が必要です。例えば、4月開始の法人であれば保険期間は平成31年4月1日から翌年3月31日までとなります。この場合、平成31年2月末日までに加入申請が必要です。詳しくは、お近くの支所等までお問い合わせください。

(※なお、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので別立てにします。)

(※収入保険制度と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。)



ゆめのたねファーム代表
高木 宏道さん(46歳)
豊田市
トウモロコシ・カリフラワー等/5.4ha

【水稲共済】

水稲共済への加入をご検討ください！

平成31年産引受のための加入申込書の配布が始まります。
 平成31年産からの大きな変更点として、水稲共済が任意加入制となります。
 これまでは25アール以上作付を行っている方は、法律により必ず加入することになっていましたが、これからは選択によりご加入していただくこととなります。

地域インデックス方式が始まります！

平成31年産から新たな加入方式として、地域インデックス方式が始まります。
 地域インデックス方式とは、農林水産統計により引受損害評価を行う方式で、統計単収が一定割合以上減収した場合に、農家単位で共済金をお支払いする方式となります。
 補償割合は、9割・8割・7割からご選択いただくこととなります。
 ※農林水産統計は、水稲は市町村単位で公表されます。
 ※飼料用米及びバイオ燃料用米については、農林水産統計が存在しないため、別方式での加入となります。

一筆半損特例が新設されます！

平成31年産から、一筆方式以外の加入方式に、ほ場ごとに50%以上の減収があった場合に、ほ場ごとに共済金を支払う一筆半損特例が新設されます。
 この特例は、加入申込時に選択で付ける特約となりますが、農家単位の引受方式で、ほ場単位での補償が可能となるため、是非ご検討ください。

今後とも災害への

備えとして、
水稲共済を

よろしくお願ひします。

【建物共済】

台風に向けて総合共済への加入を！

昨年は大きな台風が相次いで4個上陸し、県内全域で屋根瓦や雨どいの破損など多くの被害をもたらしました。総合共済は台風による被害は補償の対象ですが、火災共済のみの加入では補償の対象外となりますのでご注意ください。
 台風等の自然災害に備え総合共済への切り替え・加入をおすすめします。
 詳しくは連絡先の支所等へお問い合わせください。



平成30年11月時点 被害状況

台風	被害棟数	支払共済金
12号	66	23,527,946円
20号	4	460,322円
21号	209	32,628,238円
24号	78	17,818,487円

【園芸施設共済】

平成31年1月1日より
新制度が適用されます

平成31年1月1日より次のとおり制度が改正となりましたのでお知らせします。
 ①短期加入の廃止
 未被覆期間での施設への被害も補償対象となり、通年加入となります。未被覆期間は被害が少ないため、掛金率は、低く設定されています。
 ②国庫負担の限度額の見直し
 掛金の国庫負担の対象となる限度額が8千万円から1億6千万円に引き上げとなります。
 ③共済金支払対象となる損害額の最低基準の見直し
 共済金支払対象の基準となる額を選択することができます。また、選択内容によって掛金率が異なります。
 なお、改正後の内容は平成31年1月1日責任開始の棟より適用となります。

項目	改正前	改正後
①加入期間	被覆期間のみ	通年加入*1 (未被覆期間も補償対象)
②国庫負担限度額	共済金額 8,000万円まで	共済金額 1億6,000万円まで
③小損害不填補*2	3万円または共済価額の10%のいずれか低い額	・3万円または共済価額の5%のいずれか低い額 ・10万円 ・20万円 上記のいずれかを選択

*1 始期統一のための短期加入可
 *2 損害額が定められた額を超えた場合に共済金支払対象となります

【家畜共済】

平成31年1月1日以降の
引受から家畜共済が新しくなりました

死亡廃用共済(死廃共済)と
疾病傷害共済(病傷共済)に
分離されました

死亡廃用共済と疾病傷害共済が分離され、
別々の補償内容を選択可能となり片方のみの
加入や別々の補償割合等が選択できるよう
になりました。

異動報告が廃止されました

死亡廃用共済では、加入時に年間の飼養計
画を申告いただき、それをもとに掛金を計算し
ます。

旧制度では牛の頭数が増減する度に付保割
合(補償割合)が変動していましたが、新制度で
は、加入時に付保割合を固定し、共済金額を計
算しますので、異動の報告は原則不要になりま
す。

期末にトレサ情報等で異動状況を確認し、掛
金等の再計算を行い、掛金等の調整(追加徴収
または返還)を行います。新制度ではトレサ情
報をもとに異動確認を行いますのでトレサへの
届出が重要になります。

牛白血病の取扱が変わりました

旧制度では、農業者(加入者)自らが出荷し、と
畜場で牛白血病と診断された場合のみ共済金の
支払い対象でしたが、新制度では家畜商が購入
後に、と畜場で発見された牛白血病についても共
済金の支払い対象になります。

待期間中の事故の取扱が
変わりました

家畜共済加入者間で取引された家畜について
は、「転出から転入」までの異動期間が1週間以
内であれば導入後2週間以内(待期間)の事故で
あっても共済金を支払います。
(※子牛選択を選択していない農家の子牛が共済加入者
に譲渡されたときは待期間が適用されません。)

死廃事故における補償金額が
変わりました

日々価値が増加するような肥育牛や育成牛
等の棚卸資産的家畜については事故発生時の月
齢評価額で補償します。



旧制度の掛金期間満了前に

新制度へ移行できます

旧制度の掛金期間満了前に新制度へ移行を希
望する場合、未経過分掛金等を払戻しのうえ、新
制度へ移行できます。

(※死廃限度額、病傷限度額を経過期間分の金額に再算
定し、支払共済金が再算定した限度額を超える場
合、超えた額を返還していただきます。)

● 詳しい内容についてのお問い合わせや、
新制度への移行を希望される方は、お
近くの支所等へお問い合わせください。

農業共済新聞 定期購読のご案内

農政ニュースのほか、農業情勢の解説、最新農業技術、農産物流通、農村生活(暮らし)、娯楽、青年を対象にしたページなど豊富な内容。

詳しくは 全国農業共済協会
農業共済新聞 ホームページ

<http://www.nosai.or.jp/shinbun.php>

【発行日】毎週水曜日(月4回)

【購読料金】年極購読料 年額 **4,680円**
(料金前納：購読料にはお手元に配送する郵送料が含まれています)

【申込み】購読を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、電話番号を記入のうえ

E-mail: info@nosai-aichi.or.jp 又は

FAX: (052) 204-0539 でお申し込みください。

なお、この申込みで取得した個人情報は農業共済新聞を送付する際の購読管理として利用すること以外の目的に利用することはありません。

連絡先

本所	〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目1番11号	TEL (052) 204-2411	FAX (052) 204-0539
尾張支所	〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目1番11号 (愛知県農業共済会館5階)	TEL (052) 204-2412	FAX (052) 228-0244
海部津島出張所	〒498-0007 弥富市鎌倉町95 (海部土地改良区会館2階)	TEL (0567) 66-1711	FAX (0567) 65-1201
半田出張所	〒475-0817 半田市東洋町三丁目60	TEL (0569) 25-4451	FAX (0569) 25-4452
西三河支所	〒446-0023 安城市上条町経根19-1	TEL (0566) 77-3220	FAX (0566) 77-3223
東三河支所	〒441-3415 田原市神戸町大坪9	TEL (0531) 24-1789	FAX (0531) 22-7500
豊川出張所	〒442-0811 豊川市馬場町宮脇165番地	TEL (0533) 84-7300	FAX (0533) 84-7301
家畜診療所	〒442-0811 豊川市馬場町宮脇165番地	TEL (0533) 84-6544	FAX (0533) 84-6548
設楽分室	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字大田12-1	TEL (0536) 62-2120	FAX (0536) 62-2120
西三河分室	〒444-0816 岡崎市羽根町大池91番地1	TEL (0564) 53-8811	FAX (0564) 53-8812
尾張駐在所	〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目1番11号 (愛知県農業共済会館5階)	TEL (052) 204-2412	FAX (052) 228-0244

応募方法

記入例を参考にご応募ください。応募いただいた個人情報は、当選者の抽選以外には使用いたしません。

締切

平成31年2月22日(金) 当日消印有効
※当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。

記入例

おもて	うら
62円切手 4 6 0 0 0 0 2 名古屋市中区 丸の内2-1-11 NOSAI あいちクイズ係	1. 答え <input type="checkbox"/> 2. 住所 〒000-0000 □□県□□市□□区 □□0-0-0 3. 氏名：愛知県子 4. 年齢：35歳 5. TEL：000-0000-0000 6. ご意見・ご感想 □□□□□□□□

NOSAI あいちや農業共済新聞に載りたい！という農家さんの情報もお待ちしています！



NOSAI あいちクイズ

クイズに答えて図書カード
1000円分をプレゼント!

3名様に
当たる!

Q

収入保険は、保険期間の収入が基準収入の○割を下回った場合に、下回った額の○割を補てんします。
(※) 最高の補償割合で加入した場合

○の中に入る数字は??

前回の答え：11